

予算（補助枠）管理方法の一部変更について

令和 7 年 4 月
公益社団法人日本軽種馬協会

【現状の課題】

- 現状の予算管理方法は、4 月末締切の需要量調査の内容を暫定補助枠として予算確保し、期限を設けず申請を受付するもの。
- 調査締切以降の追加要望は、予算に余裕がある場合に適時対応・受付している。
- ここ数年、夏頃に予算が満額となり追加要望の受付を停止することが増加している。
- 一方、秋以降に当初の需要量調査で挙げられていた事業参加者が辞退し申請に至らないというケースも多い。
- 秋以降に追加参加が可能となっても草地等の整備を始めるには遅く、予算があっても事業に参加できないというケースが出ている。
- 実際には利用されない補助枠が長期に渡って確保されることにより、他の参加希望者の利用が妨げられることは好ましくない。

【変更内容】

- 需要量調査はこれまで通り実施する。
- 4 月末締切の需要量調査により予算確保する補助枠は、7 月末日までに「実施計画・補助金交付承認申請書」の提出があった事業（参加者）分のみとする。
- 7 月末日時点において申請書の提出がない事業（参加者）分の補助枠は一度解放する。
- 8 月 1 日以降の追加要望については、1 ヶ月以内に「実施計画・補助金交付承認申請書」の提出が可能な事業（参加者）分を先着順にて受付する。受付後、1 ヶ月を経過しても申請書の提出がない場合、予算状況によっては補助枠を解放することがある。
- 1 番牧草収穫後に発生する草地更新の追加要望に対応するため、予算状況に関わらず 7 月 1 日より草地更新（放牧地・採草地）に限り追加要望を受付する。但し、7 月末日までに申請書の提出がない場合、当該補助枠は解放する。